

災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

◎地震発生時の措置

1	大地震（震度 5 弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止 （状況に応じて園待機または帰宅措置の連絡をします。） 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度 4 以下の地震が発生の場合	
	園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうか判断しますので、臨時休園の連絡がない限り登園してください。	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので園より連絡します。

◎警報発表時の措置 （1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ別対応になります）

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合、下記の措置をとります。
なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

		1号認定の子ども（預かり保育利用）	2号認定の子ども
1	午前6時30分の時点で「警報発表」の場合	午前の預かり保育中止	自宅待機 ※正午までに警報が解除になった場合は登園（給食提供有り）
2	午前7時の時点で「警報発表」の場合		
3	午前9時までに警報解除の場合	午後の預かり保育のみ開設 ※昼食を済ませて、13時より登園 ※定期利用者もおやつのみ持参	
4	午前9時に警報が解除されていない場合	預かり保育終日中止	
5	正午に警報が解除されていない場合		臨時休園

○2号認定の方は、正午までに解除された場合でも、欠席される時や12時30分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします。登園が正午を過ぎる場合は、ご家庭で食事を済ませてきてください。

○6時30分の時点で警報が出ている場合は、午前中の預かり保育は開設しません。

○保育・預かり保育時間内に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

◎警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害について市町村が避難情報を発令する際には、下記のとおり5段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難情報に関するガイドライン」が改定され、令和3年5月20日より運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	緊急安全確保 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	市町村が発令
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	
警戒レベル 3	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者や障害者、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。その他の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する。	
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	気象庁が発表
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。	

※休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、

- ・上記警戒レベル3～5が幼稚園の所在地（片桐町）に発令された場合も休園となります。
- ・保育中に警戒レベル3～5が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
- ・自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。

★表記以外の場合も気象情報や園の施設等の状況により、休園及び急なお迎えをお願いする場合があります。
（そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします。）

★やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。